

# 狂犬病予防法に関する事務の変更について（令和7年9月1日施行予定）

## 背景

- 狂犬病の発生の予防・まん延の防止等の目的のため、犬の所有者は市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に対して犬の登録義務があり、犬の所有者は、犬の所在地等を変更した場合、新所在地の市町村長に届け出なければならない。所在地変更の届出を受けた市町村長は、旧所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 今般、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において、マイクロチップが装着された犬の所在地を変更し、マイクロチップ情報の変更手続を行った場合、旧所在地の市町村長からの求めがあったときは、当該犬の情報は、環境大臣から新所在地の市町村長に加え、旧所在地の市町村長へも通知されることとなった。
- したがって、市町村の事務の軽減のため、狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則を改正し、市町村の事務について以下の変更を行う。

## 改正の概要

- ① 旧所在地の市町村長が環境大臣からの通知を受けた場合、新所在地の市町村長から旧所在地の市町村長への通知を不要とする。（狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の改正）
  - ② 環境大臣からの通知を受けた場合も、引き続き、旧所在地の市町村長による当該犬の登録削除を可能とする。（狂犬病予防法施行規則の改正）
- ※ただし、新所在地の市町村長がマイクロチップが装着された犬についての狂犬病予防法の特例の求めを行っていない場合は対象外。

## 手続きの流れのイメージ

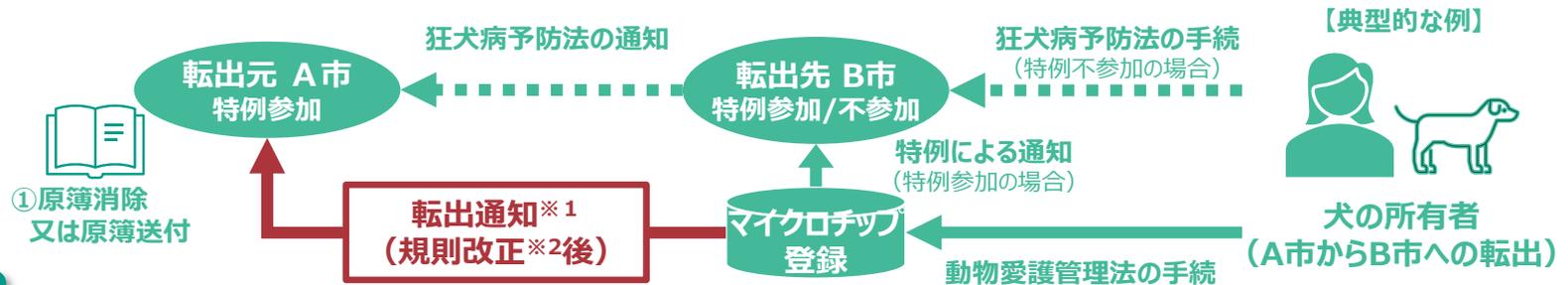


## 2. 犬の転出時における、狂犬病予防法特例制度参加市区町村への情報提供を規定

- 狂犬病予防法の特例の求めを行った市区町村（以下「特例参加市区町村」という。）に基づく犬の原簿の情報をより正確なものとするため、特例参加市区町村から犬が転出し、マイクロチップの手続が行われた際に、当該市区町村に転出を知らせる通知（以下「転出通知」という。）を行う。

### 背景・課題

- 現行の制度では、市区町村から犬が転出した場合、当該市区町村は、転出先の市区町村からの狂犬病予防法に基づく通知によってのみ、当該犬の転出を把握することができる。
- 一方で、転出後に犬の所有者が動物愛護管理法に基づくマイクロチップの手続を行った場合に、転出元の特例参加市区町村に自動的に転出通知※<sup>1</sup>を行えば、当該市区町村は、より確実かつ容易に当該犬の転出を把握できる。これにより、転出通知を契機とした狂犬病予防法に基づく犬原簿の適切な取扱い（原簿の消除<sup>①</sup>を含む。）が可能となる。



### 対応案

- 特例参加市区町村が転出通知を受け取るため、規則第21条の11（情報の提供）に、次の内容を追加する。
  - 環境大臣は、特例参加市区町村に対し、狂犬病予防法の第4条（登録）に規定する事務の範囲内において、犬の登録に係る情報提供を行う※<sup>3</sup>

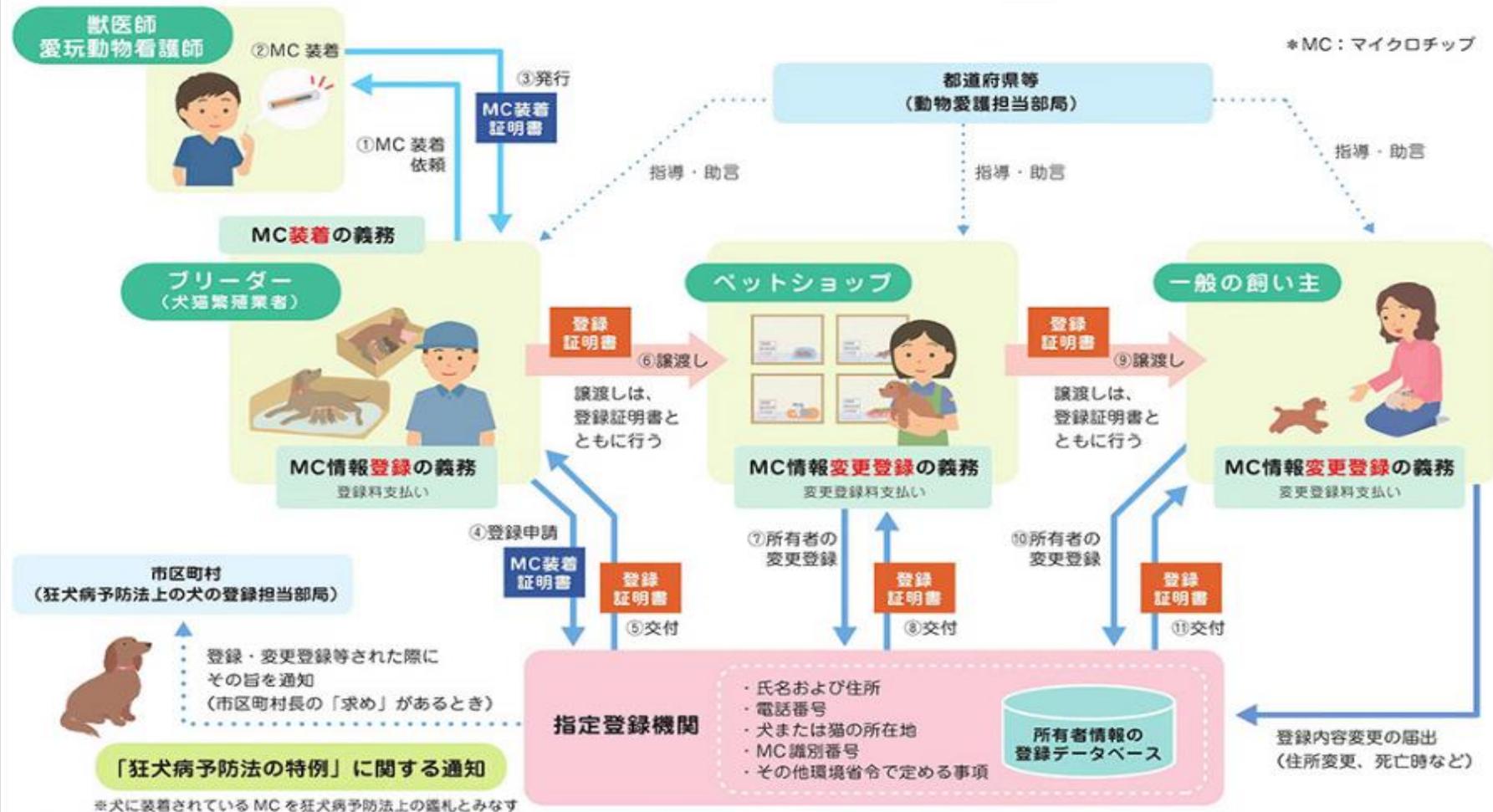
※<sup>1</sup> 電子メール等による既存の通知の仕組みを活用

※<sup>2</sup> その他必要な手当を厚生労働省と検討

※<sup>3</sup> 登録システムの改修をあわせて検討

# (参考) 犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の流れ

## 犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像



●犬猫等販売業者(フリーダー・ペットショップなど)については、MC装着・情報登録を義務化。

●MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は400円(用紙による申請の場合は1,400円)。

# (参考) 参照条文 (1)

## ○狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

## ○狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）

(登録の消除)

第二条 (略)

2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

(登録の変更等)

第二条の二 (略)

2 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があつたときは、犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する市町村長が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならない。

3 (略)

## ○狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）

(登録の消除)

第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第百三十六号。第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。

一・二 (略)

(マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更に係る通知)

第十六条の五 マイクロチップが装着されている犬の所在地が変更された場合（新所在地を管轄する市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地が変更された場合に限る。）であつて、新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により新所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたときは、新所在地を管轄する市町村長は、旧所在地を管轄する市町村長に、当該犬の新所在地を通知しなければならない。 4

# (参考) 参照条文 (2)

## ○動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号)

(登録等)

第三十九条の五 (略)

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地

二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3~7 (略)

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 (略)

(変更登録)

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日 (その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日) までに変更登録を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(狂犬病予防法の特例)

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日 (生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日) から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長 (特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。)の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項 (第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4~7 (略)

## ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号) (※令和7年環境省令第3号により第3項を追加、令和7年9月1日施行)

(狂犬病予防法の特例)

第二十一条の九 (略)

2 (略)

3 マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更 (新所在地を管轄する市町村長 (特別区にあつては、区長。以下この項及び第二十一条の十一第二項において同じ。)) の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内への変更に限る。)に伴い、当該犬の所有者が法第三十九条の五第八項 (法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行った場合であつて、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣 (指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。)は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一~六 (略)